

坂入構成員提出資料

平成28年8月25日

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」

坂入 健二

児童福祉司の研修に関する意見

(1) 児童福祉司任用資格は、児童相談所業務に従事するための社会福祉に関する最低限の基礎的な知識を要求しているものである。児童福祉司として求められる実践的なソーシャルワークの知識、技術、訓練は、任用後の研修において座学と実践を交互に重ねる中で1から修得させる研修体系とすることが必要である。

(2) 児童福祉司任用後の研修は、任用後1年目に必要な研修とそれ以降の現任者に必要な研修の内容は異なる。このため、1年目の児童福祉司として必要な基礎研修体系（前期、後期）と、中堅児童福祉司として必要な研修体系とを合わせて研修の受講義務化とすることが必要である。

(3) 児童福祉司には、喫緊の課題である児童虐待への対応力が求められている。しかし、本来的な相談対応力は虐待以外の養護相談を初めとした様々な相談において、子どもや保護者との面接、相談、調整の経験を積み重ね、これを振り返りつつ、様々な専門性を身につける中で、基本的な力がついて行くものである。児童虐待のみに特化したカリキュラムだけでなく基礎的な相談対応力を付ける必要がある。

(4) 年度当初の4月1日に、新任児童福祉司が前任者からいきなり何十件ものケースを担当させている研修どころではない。このため、初任者は基礎的な研修が終了するまでの間（6か月程度）、座学とともに、主担当としてケースは持たせず、指導担当児童福祉司との同行訪問、同行面接等による業務見習い期間とする。その後、少しずつ主担当としてケース対応をし、スーパーバイズを受けながら、対応を振り返り学ぶ期間とすることが望ましい。

(5) 児童相談所強化プランに基づく増員が実現されなければ、研修受講の義務化によって、児童福祉司等の日常業務の時間が削られ、却って日々の負担が増加する。研修義務化と増員は合わせて実現されなければならないと考える。

平成28年8月25日

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」

支援拠点における研修等に関する意見

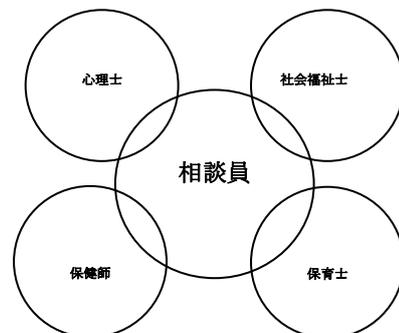
坂入 健二

はじめに

私の勤務する、葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課（子ども総合センター）では、平成15年より「先駆型子ども家庭支援センター」として児童虐待について児童相談所と協力し取り組んでいる。開設にあたっては、職員の人材育成、専門性確保に特段の配慮をし、初年度は区内部からの公募、選考が行われ、開設までの4か月間、大学（院）と児童相談所で理論及び実践について学ぶ機会があった。その後、ほぼ毎年区の職員を児童相談所に2年間派遣し児童福祉司として任用され業務経験を積んだ後、区に戻り子ども総合センターで相談業務にあたっている。すでに退職、異動している者もいるが、現在派遣中の1名を含め計8名がこの任にあたってきた。

葛飾区子ども総合センターでは、社会福祉士、臨床心理士、保育士等の資格を有する職員が、資格や職種に関わりなく、皆が「相談員」として虐待の調査、対応、その他児童家庭の相談にあたっている。資格の専門性が必要なケースの場合には、役割分担して対応している。資格の専門性を持ちながら、職種の枠組みにとらわれないことが、相談員の対応の幅を広げている。私は心理職であるが、児童虐待問題について高めるべき専門性は、心理検査や心理療法に偏らず、個人心理療法の枠にとらわれず、広く心理学的な知識を前提に、子どもと家族に関わり、見立て、直接支援できるようになることであると考え

相談員と職種の関係（※1）



その他の資格を有する職員も、対人援助職としてカウンセリングや心理教育的なアプローチ、心理学的な見立てができることが必要である。児童虐待への対応については、学問、制度の枠組みや

職種に縛られず、さまざまな専門性を援用しそのニーズに応えていく必要がある。

(※1)「心理職による地域コンサルテーションとアウトリーチの実践」金子書房 第8章 子ども家庭支援センターにおける心理臨床 より 坂入

地域における児童等に対する必要な支援を行うための拠点(以下、「支援拠点」とする。)では、虐待対応を含め在宅で暮らす子どもと家庭を支えることが業務であり、主として区の行政サービスを中心とした制度と子どもや家庭をつなぐ。インターネットが普及している昨今、人々はさまざまな情報に容易にアクセスできるようになった。しかし、制度と子どもや家庭のその間をつなぐ媒介としての人の役割が重要である。この役割を担えるようになるためには、まず支援が必要な家庭に「虐待」という困難な入り口にもかかわらず、保護者の信頼を得て支援できるようにならねばならない。そのためには、福祉、心理、保健、法律等の専門性に加え、行政職員として組織内部や関係機関からの信頼を得ることが必須であり、相談員自身が制度につながることも重要である。これには法制度、行政組織のルール、事務処理能力、所属自治体における行政サービスの運用に関する微妙な情報や協力を得るための人的ネットワークが必要である。行政職員としての常識がなければ、要保護児童対策地域協議会の法的裏付けがあっても、組織の中で孤立し、関係機関の持つ重要かつ微妙な性質の個人情報(病歴、犯罪歴、警察情報等々)にアクセスできず、協力も得られない。関係機関、関係者に児童虐待に関する情報提供の義務や罰則がない以上、信頼関係に基づく情報収集力は不可欠である。これらの行政職員としての力は、児童相談所の職員でも同様であるが、行政サービスを軸に支援を組み立て「地域で支える」市町村においては不可欠である。

葛飾区は約45万人の人口を擁するが、地区を担当する職員はわずか7名である。対人口比で東京都内の全区市町村中最も少ない職員体制である。それでも、児童虐待について十分とは言えずとも、ぎりぎり一定の対応が行えているのは、区としての児童虐待への理解と積極的な姿勢を前提にした職員育成、配置があったからである。

具体的には、

- (1) 人材の計画的な育成(本人の希望と経験、資質を前提に選考した職員の児童相談所への児童福祉司派遣研修)
- (2) 人材の配置(現在は常勤で児童福祉司任用経験者が4名、非常勤で児童相談所の勤務経験者が2名)

（3）在職期間に関する例外的な扱い（専門性への理解）

これには、東京都並びに児童相談所が、児童相談所への派遣研修の受け入れや区職員の児童家庭相談への対応力を育てていこうとするパートナーとしての姿勢が不可欠であった。

一方で、多くの児童虐待に関わる行政職員が、十分とは言えない研修、育成体制のままに、日々ケース対応に消耗し、重圧に疲弊し短期に異動して行かざるを得ない現状は早急に改善されなければならないと考える。

以上の経験に基づく考えから「第2回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」に次のように意見を述べる。

1 趣旨

本意見書では、児童相談所職員及び要保護児童対策地域協議会の調整機関、支援拠点に配属される専門職が、児童虐待への対応能力を向上させるために必要な研修及びその前提となる体制、業務について、市町村における支援拠点の職員の立場から総論として述べる。

2 意見

(1) 調整担当者たる要件について

調整機関に配属される調整担当者は、**支援拠点において3年以上要保護児童等に関する相談業務を経験した常勤の係長級の職員、または、児童相談所で児童福祉司を経験した職員とされたい。**調整担当者は、個別ケース検討会議等に臨む際に、検討に上がったケースの情報を詳細に把握し、評価ができる必要がある。関係機関がもたらす情報の質や精度はさまざまで、客観性を欠いた「うわさ」レベルのものから、真実にたどり着く貴重な事実の一片の場合もある。いたずらにリスクに振り回されず、ストレングスにも着目しながら、総合的な評価を導き個別ケース検討会議の参加者に伝える経験と力が必要である。また、児童相談所の法的役割や制度上できること、できないことを理解していることに加え、他の関係機関の役割や法的役割、立場についても理解していることが必要である。その上で、各機関の管理職や責任者等に支援拠点の方針に基づいて役割担っていただく了解を得る必要がある。また、一方的に役割の負担を依頼するだけでなく、支援拠点としても直接役割を担って初めて協力を得られる。ケースは日々動き変化している。これに対応するためには、**調整担当者は支援拠点においてもケースの進行管理を担い、相談員や関係機関に指示や依頼ができる立場であることが必要である。**

以上のことから、調整担当者は、支援拠点に所属する常勤の係長級等で一定期間の相談業務の実務経験者あるいは児童相談福祉司経験者であることを研修受講の要件とすることが必要である。

(2) 基礎的自治体の規模に応じた役割分担について

人口規模が小さく児童虐待の発生対応件数が少ない自治体は、いかなる専門職を配置しても、対応実績が少ないと個人としても組織としても対応力、調整力が積みあがって行かない。また、担当者が異動すれば全てが振り出しに戻ってしまう。経験が浅いと軽微な事案でも見立てができず不安や負担感ばかり大きくなり、調整と言いつつ関係機関を振り回し、疲弊・孤立していく。また、

対応力が育っていない職員は「信頼できる相談機関」としての看板を傷つけ、その後の関係機関の協力も得られなくしてしまう。市町村は児童虐待の通告先で一義的な窓口とされたが、人口規模が小さく希望する基礎的自治体（例えば福祉事務所設置未設置の自治体）については、児童相談所と基礎的自治体の協定等により送致以外の調査、協力に関するルールを定め、支援役割に徹する等の方法も検討する必要がある。

支援拠点の共同設置については組織規模を大きくし、児童虐待への対応件数を増やし対応実績の積み上げを図れる利点がある。しかし、共同設置の場合も、民間委託をする場合も、自治体の保有する個人情報や組織の内部情報が得られる枠組みを作ることが大切である。

（３）研修カリキュラムについて

調整担当者に義務付けられる研修については、（１）で触れたように支援拠点としての調査、相談、支援の実務経験者を前提とするのか、資格だけの「専門職」であるのかによって、カリキュラムは全く異なってくる。

虐待対応は介護保険制度のように、作成したプランに基づいて有償で業務を受託してもらえる制度ではない以上、机上のプラン作成や間接的な情報収集ではリスク管理をすることはできない。実務経験を前提にした、調査、相談対応力向上や調整力向上のカリキュラムとすることが必要である。

検討事項の（２）の②に係るところであるが、市町村は児童虐待の通告先となり、調査を行う以上は児童相談所と同様に一時保護（送致）の必要性の判断のため、４８時間以内の現認の義務付けとともに、児童相談所と同レベルの専門的な調査を実施できるカリキュラムが必要である。この他にも、福祉、心理分野に加え、司法、警察、医学を含めた諸分野の知見を積極的に取り入れることが必要である。

児童虐待対応で、まず求められるのは虐待事実とその背景の調査である。児童相談所も市区町村も同様に通告先となっている以上、同様の調査能力が必要である。情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論をする力。特に法的対応の重要性から弁護士が配置されることから、積み上げた調査事実を弁護士に伝える訓練も必要となってくる。保護者、児童、その他関係者との適切なやり取りができるようになることも必要である。夫婦関係の不調を原因とした児童虐待も多いため、家族関係を調整する力も必要である。受傷機転を明らかにするためには法医学的な知識の習得も必須である。

このためには、座学のみならず、映像を活用したロールプレイや演習、課題の提出、児童相談所はもとより、他の自治体の拠点における実習等を経た上で修了試験を課すことも必要である。

(4) 中核市・特別区における児童相談所設置支援について

検討事項の(2)の①中核市・特別区における児童相談所設置支援にあたっては、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等について児童相談所での職員の派遣研修の受け入れによる実務経験が必要であり、また児童相談所設置後の都道府県からの職員派遣による指導も不可欠であると考えます。

また、児童福祉司の任用資格として必要な指定施設等での実務経験として、支援拠点における相談援助業務を追加されたい。

(5) 児童心理司の業務及び研修について

児童相談所強化プランにおいて児童心理司については児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置とされたが、その業務内容についての見直しが必要と考える。児童虐待は保護者の成育歴、人格、能力、疾病を背景にさまざまな要因が複合して発生している。児童虐待は保護者が行っている以上、児童福祉司のみならず児童心理司も全面的に保護者に対応し保護者の心理学的評価とともに心理学的援助をすることが喫緊の課題である。

このため、児童の心理判定に加え、保護者の能力、心理的葛藤や適応機制等についての心理判定、評価を行うことを明確に位置付けることが必要である。心理検査による客観的な評価手法を取ればより良いが、検査に応じない場合についても、保護者と直接関与する中での評価、心理学的診断と心理学的なバックグラウンドを持ったアプローチ(※2)が必要である。そのためには保護者への直接的なアウトリーチによる心理指導ができるようになるための業務範囲の見直しと研修体制が必要であると考えます。

これまでの職種の業務の枠組みにとらわれず、児童福祉司と児童心理司の業務の重なるのりしろを広くすることが、結果的にそれぞれの専門性を高めると考える。このための研修カリキュラムの開発や実務経験、実務研修も大切である。

(※2) 心理療法と限定すると、精神疾患や発達障害、知的な課題を持つ親も多いい中で、必ずしも心理療法の適応とならないが、心理学的なバックグラウンドを持って保護者を理解し支え、調整していく部分での専門性を発揮する必要があると考えます。

以上

都内の支援拠点における研修について

都内23区の支援拠点に勤務する職員の児童虐待に関連する研修としては主として次のようなものがある。

- (1) 東京都が企画実施するもの
- (2) 各区市町村及び支援拠点が企画実施するもの
- (3) 地方自治法上の一部事務組合である特別区職員研修所が企画実施するもの

(1) については、参考資料1の通りであるが、この他にも児童相談所職員を対象とした研修についても定員等の範囲内で参加できるものもある。また、東京都の補助事業として主として他機関との連携を担い、ケース担当は持たず、支援拠点内部での進行管理を担う「虐待対策コーディネーター」（相談援助業務3年以上の者）を配置する場合には、その者を対象とした研修も義務づけている（参考資料2）。この他にも、広く精神保健福祉に関わる職員を対象とした研修も多数企画実施されており、参加することができる。

(2) については、各区市町村それぞれが報償費等の予算を持ち、講師を呼び要保護児童対策地域協議会として、あるいは職場内研修会として実施している。また、児童相談所への、短期、長期の派遣（※）。子どもの虹情報研修センター等、外部研修への参加等もある。また、近隣区同士で相互に援助方針会議を見学し、情報交換することで、それぞれの支援拠点としての援助のあり方について見直す機会を作っている所もある。支援拠点の相談員は、保護者との面接、交渉力、コミュニケーション力の向上、アセスメントスキル、介入的型のソーシャルワーク等について関心が高いと思われる。

(3) については、一般職員を含め児童虐待全般についての知識を得るための研修を実施しており、今後充実を図る予定とのことである（参考資料3）。

※平成28年4月1日現在で、都内の特別区23区では、これまでの児童相談所への長期派遣は累計42人。本年度も計15人を派遣している。一方その他の39市町村については累計1人。本年度も1人のみとなっている。

平成28年度子供家庭支援センター研修

I 地域子育て支援機関研修

	研修名	時間	科目	対象者
1	入門研修	3時間	講義「虐待がもたらす影響と必要な支援」	子家セン職員、子育てひろば職員、保育所職員、児童館職員、学童クラブ職員等の子育て支援に関わる機関の職員
2	基礎研修	3時間	講義・演習「子ども虐待問題の理解～支援が必要な家庭への関わり」	

II 子供家庭支援センター職員研修

	研修名	時間	科目	対象者
1	新任センター長研修	2.5時間	講義「児童相談所の役割と子供家庭支援センター長に期待すること」	新任センター長、その他希望するセンター長
		2時間	演習「子供家庭支援センター長の役割について考える」	
		1時間	講義・見学「一時保護所について」	
2	新任研修①	1時間	講義「児童福祉法に定める区市町村の役割と子供家庭支援センターについて」	新任職員、その他希望する職員
		1.5時間	講義「児童相談所の役割と子供家庭支援センターに期待すること」	
		3時間	講義・演習「社会調査と記録の書き方」	
3	新任研修②	2.5時間	講義「ケースワークの基礎知識」	新任職員、その他希望する職員
		2時間	事例検討	
4	施設見学研修①	2時間	講義「自立援助ホームについて」 施設見学	希望する職員
5	施設見学研修②	2時間	講義「乳児院について」 施設見学	希望する職員
6	施設見学研修③	2時間	講義「児童自立支援施設について」 施設見学	希望する職員
7	施設見学研修④	2時間	講義「児童養護施設について」 施設見学	希望する職員
8	施設見学研修⑤	2時間	講義「一時保護所について」 施設見学	希望する職員
9	虐待対策ワーカー研修	1日×年12回	講義・演習「児童福祉ソーシャルワークにおけるアセスメントとマネジメント」等	虐待対策ワーカー、その他希望する職員
10	虐待対策コーディネーター研修①	2.5時間	講義・意見交換「国の動向」	虐待対策コーディネーター、その他希望する職員
		3.5時間	検討中	
11	虐待対策コーディネーター研修②	1日	講義・演習「子家センと児相の共有ガイドラインへの知識を深める」	虐待対策コーディネーター、その他希望する職員、児相新任職員
12	新任研修③(児相合同)	3.5時間	講義・演習「各機関での虐待対応と機関同士の連携」	新任職員、その他希望する職員
13	センター長研修	2.5時間	講義「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について～平成26年度死亡事例検証部会報告より」	センター長
		2時間	講義「職員のメンタルヘルス」	
14	タイムリー研修①	半日	精神疾患の理解と対応～メンタル不調を持つ保護者とのコミュニケーション	希望する職員
15	タイムリー研修②		検討中	希望する職員
16	タイムリー研修③	3時間	講義「CAREワークショップ」	希望する職員

(案)

虐待対策コーディネーター事業実施要綱

(平成26年3月24日 25福保子家第1341号 決定)

(目的)

第1 区市町村が、児童虐待ケースにより的確に対応できるようにするため、子供家庭支援センター事業実施要綱(平成7年10月23日付7福子推第402号)の第3に定める先駆型子供家庭支援センター(以下「先駆型センター」という。)に虐待対策コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進することにより、児童虐待対応力の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は区市町村とする。ただし、特段の事情がある場合には、都へ事前協議の上、社会福祉法人に委託することができる。

(事業内容)

第3 事業内容は、以下のとおりとする。

(1) 子供家庭支援センター内の調整

コーディネーターは、先駆型センター全体のケースの割り振りや助言、進行管理、個別ケース検討会議の要否の決定、個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。

(2) 関係機関との連携

コーディネーターは、児童相談所、保健所、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、教育委員会、学校、医療機関、警察その他地域の関係機関が開催する会議へ、ケースの有無に関わらず出席するなど、地域内の関係機関との連携体制の充実を図る。

(従事する職員)

第4 コーディネーターの職務に従事する職員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 児童福祉法(以下「法」という。)第13条第2項各号のいずれかに該当する者であって、専任の常勤職員(1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が週30時間以上である職員をいう。)であること。
- (2) 虐待対策ワーカーとして相談援助業務の実務経験が3年以上あること。ただし、これにより難しい場合は、都と協議のうえ、児童虐待に関する相談援助業務の実務経験が3年以上ある者を充てることができる。

(秘密の保持)

第5 本事業を実施する区市町村及び社会福祉法人の職員並びにその他この事業に携わる者は、業務遂行上知り得た情報について、当該業務遂行以外に用いてはならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成28年度虐待対策コーディネーター事業に関する補助金交付の取扱要領

平成28年 月 日付27福保子家第 号

虐待対策コーディネーター事業に関する区市町村への補助金の交付については、虐待対策コーディネーター事業実施要綱(平成26年3月24日付25福保子家第1341号)、子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱(平成21年6月11日付21福保子家第112号。以下「実施要綱」という。)及び平成28年度子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱(平成28年〇月〇日付28福保子計第〇〇号。以下「補助要綱」という。)によるほか、下記のとおりとする。

記

1 実施方法について

- (1) 実施要綱3(2-1)のクに規定する虐待対策コーディネーター事業の実施に当たり、先駆型子供家庭支援センター(以下「先駆型センター」という。)に虐待対策コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を1名配置する場合は、子供家庭支援センター事業実施要綱第7の(5)に規定する虐待対策ワーカーを2名以上配置していること。
- (2) 実施要綱3(2-1)のクに規定する虐待対策コーディネーター事業の実施に当たり、先駆型センターにコーディネーターを2名配置する場合は、子供家庭支援センター事業実施要綱第7の(5)に規定する虐待対策ワーカーを4名以上配置していること。
また、先駆型センターにおいて児童家庭相談を担当する職員が、2人目のコーディネーターを配置する前年度と比較して増員されていること。
- (3) 虐待対策コーディネーターは、児童相談所と調整の上、別表に掲げる1から3までの研修を受けること。

① 受講対象

虐待対策コーディネーター1年目の職員は、別表に掲げる1から3までの研修を全て受けること。

虐待対策コーディネーター2年目以降の職員は、児童相談所との連携体制の強化のため、別表に掲げる3の研修を受けること。

② その他

児童相談所への1年以上の長期派遣研修受講者及び児童相談所において児童福祉司の経験がある者は、別表に掲げる1及び2の研修を免除することができる。

2 事前協議について

事前協議の際は、別途通知する「平成28年度子供家庭支援区市町村包括補助事業協議書」(以下「協議書」という。)によるほか、別記様式第1号の1から7までを作成し、添付するものとする。

3 補助金の交付申請について

虐待対策コーディネーター事業に要する経費の補助金の交付を受けようとするときは、補助要綱5に基づく様式によるほか、別記様式第1号の1から7までを作成し、添付するものとする。

4 実績報告について

虐待対策コーディネーター事業の実績報告に当たっては、補助要綱別紙の2に基づく様式のほか、別記様式第2号の1から7までを添付するものとする。

5 適用年月日

本取扱要領は、平成28年4月1日から適用する。

別表

	研修の種類	基準	実施場所
1	一時保護所における実習	1日	児童相談センター 西部一時保護所 江東児童相談所 立川児童相談所 八王子児童相談所 足立児童相談所
2	同行訪問、面接への同席	3回以上	貴自治体を所管する児童相談所
3	ブロック会議、援助方針会議への参加	年に6回以上 (概ね2か月に1回以上)	貴自治体を所管する児童相談所

平成28年度 専門研修

児童虐待への対応

★第1回★

日程 9月26日(月)・27日(火) 【2日間】

対象 子育て支援に携わる職員、保健・福祉関連部署に所属する職員 【定員83名】

ねらい 児童虐待への認識を深め、被虐待児童と保護者に対する支援策の考察や事例討議を通じ、児童虐待に的確に対応することができる能力の向上を図る。

場所 特別区職員研修所 【移転しました】

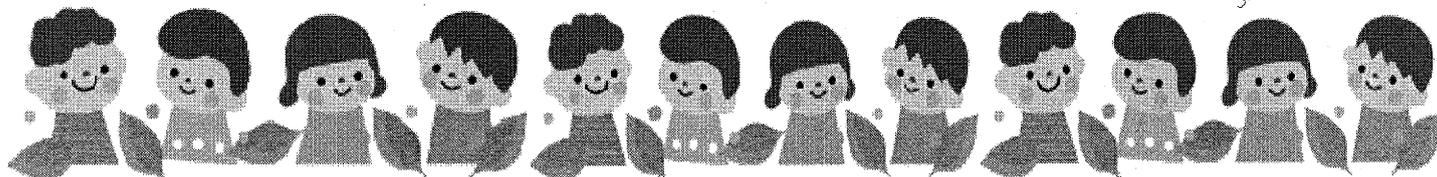
〔千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル 4・5・6階〕

※詳細は別紙のとおり

カリキュラム

9月	時間	教科目・講師名	(敬称略)
26日 (月)	9:00 ～ 12:30	児童虐待の現状と背景について ■児童虐待とは ■児童虐待をしてしまう親の心理 【講師】明治大学 文学部 心理社会学科 准教授 加藤 尚子	
	13:30 ～ 17:00	児童虐待対応のための法的知識 ■児童虐待に関わる法律 ■早期対応に必要な法的知識 【講師】日本弁護士連合会 子どもの権利委員会幹事 くれたけ法律事務所 弁護士 磯谷 文明	
27日 (火)	9:00 ～ 12:30	関係機関との連携とその実際 ■子ども家庭支援センター・児童相談所の実際 【講師】葛飾区 子ども総合センター 職員 東京都児童相談センター 職員	
	13:30 ～ 17:00	事例討議 ■各区の取組み紹介 ■班討議 【講師】練馬区 練馬子ども家庭支援センター 職員 新宿区 子ども総合センター 職員	
計		2日間(14時間)	

第2回は同教科目で12月に実施予定です。募集は10月に開始します。



【問合せ先】特別区職員研修所 教務課 専門研修係

TEL03-5298-3925